

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費
<p>1 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 外国人介護福祉士候補者を受け入れている法人又は事業所（以下「法人等」という。）が「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領（平成25年3月21日付け地福第1683号通知別紙）」に基づき行う事業</p>	<p>受入施設における外国人介護福祉士候補者の次に掲げる経費について、 (1)日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費 候補者1人当たり150千円 ただし、年度途中から就労を開始する者や帰国する者については、就労実態に応じて補助額を月割り等するものとする。 (2)喀痰吸引等研修の受講に要する経費 候補者1人当たり75千円 (3)研修を担当する者の活動に要する経費 1受入施設当たり60千円</p>	<p>事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） (2)旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料に限る） (3)諸手当（受入施設の研修担当者にかかるものに限る。）</p>
<p>2 介護職場における実務者研修代替職員確保支援事業 介護職場において介護職員を雇用する法人等が「介護職場における実務者研修代替職員確保支援事業実施要領（平成28年10月7日付け地福第791号通知別紙）」に基づき行う事業</p>	<p>知事が認めた額。ただし、過疎地域等以外に所在する施設・事業所においては、1日当たりの合計額の上限1万円 過疎地域等内に所在する施設・事業所においては、1日当たりの合計額の上限1万5千円</p>	<p>事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)代替職員を直接雇用する場合 賃金（賞与を除く）、通勤手当等の諸手当、法定福利費（事業主負担分を含む） (2)代替職員の派遣を受ける場合 代替職員の派遣に当たり派遣元企業等に支払う料金</p>
<p>3 離島・中山間地域における介護福祉士資格取得（実務経験ルート）促進事業 県内の介護福祉士養成施設が「離島中山間地域における介護福祉士資格取得（実務経験ルート）促進事業実施要領（平成27年1月1日付け地福第1370号通知の別紙）」に基づき行う事業</p>	<p>補助対象額の実支出額（寄付金その他の収入がある場合はそれらを控除した額）の4分の3以内とし、1事業主体につき上限250千円 離島の場合は1事業主体につき上限500千円</p>	<p>事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、宿泊費、役務費（通信費、運搬費、広告費）、会場使用料、需用費（印刷費等）</p>